

いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例施行規則の一部改正)

第1条 いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例施行規則（平成26年いわき市規則第38号）の一部を次のように
改正する。

第3条第3号ア(ア)中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下
「法」という。）第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・
保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第
2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を
「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる
小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定こど
も」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当
する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第5条第4号中「法」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」
に改める。

第8条中「第3条第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは
「教育・保育給付認定子ども」を「第3条第3号イ(ア)中「教育認定子ども」と
あるのは「教育認定こども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」
とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認
定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第11条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第13条第2項中「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「（特定満3歳以
上保育認定子どもを除く。）」を加える。

(いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
施行規則の一部改正)

第2条 いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める
条例施行規則（平成26年いわき市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

第4条の表第5条第1項の項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改め
る。

（いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規
則の一部改正）

第3条 いわき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施
行規則（平成26年いわき市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者に
あっては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。